

西パ健発第 19A0104 号

平成 31 年 1 月 10 日

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合

理事長 三木 秀一

### 賞与に係る報酬の取り扱いの明確化について

平素は健康保険組合の事業運営に、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より、「賞与」に係る報酬の取り扱いの明確化を図るための通知がありましたので下記のとおりお知らせいたします。「報酬」及び「賞与」の区分は、保険料額や保険給付額の基礎になりますので、正しくご判断のうえ届出いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、従来の取り扱いを変更又は廃止するものではないことを申し添えます。また、詳細については、別添リーフレットをご参照ください。

### 記

#### 1 通知の内容

- ① 「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」は、名称の如何にかかわらず、2以上の異なる性質を有するものであることが諸規定又は賃金台帳等から明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別するものであること。
- ② 「賞与」について、その支給が7月2日以降新たにその支給が諸規定に定められた場合は、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、「賞与に係る報酬」には該当しないものとする。

#### 2 適用年月日

平成31年1月4日以降の届出分から適用

以上